教部省教化政策の転回と挫折

――「教育と宗教の分離」を中心として――

谷川穣

【要約】明治初年、教部省は神官・僧侶を総動員しての壮大な民衆教化政策を企図した。本稿はその展開と挫折の過程を、当時の重要な論点でありながら先行研究が看過してきた、学校教育とのかかわりという観点から考察する。三島通庸を中心とする教化政策に、重要な転回をもたらしたのは、田中不二麿らの「教育と宗教の分離」理念であった。これにより、学校教育への教化政策組み込みは失敗し、教化の路線も変容してゆく。だがそれは島地黙雷の激しい批判にあい、教化政策は挫折するに至った。その島地も、教化政策を批判してゆくうちに、僧侶が初等教育を担当すべきだという自説を放棄することになる。教部省と島地に即して言うなら、この過程は近代日本社会における「分離」理念受容の出発点であった。そして「近代国民国家」の重要な民衆統合回路たる学校教育をめぐり、宗教勢力がほとんど介在してこないという近代日本の特質が形成される、その大きな契機であったと意義づけられよう。

史林　八三巻六号　二〇〇〇年一一月

はじめに

「海内靡然として説教の声高く、いかなる山村海郷にも、その催しなきはなく、説教用書籍は日をおひて続出し、各種新聞雑誌の記事また、その一半はつねに説教興行の報告、教義上の論説にて塡むるほどにて、三条の御趣意といふ語は、当時の人の口の端より離れざりし」①。明治期の社会風俗研究で知られる著述家石井研堂は、明治五（一八七二）年に教部省が開始する神道・仏教合同の民衆教化政策（以下「教化政策」と略）の盛行をこのように述べた。しかし同じく石井によ

ると、この「海内の説教騒ぎは、真に一時の線香花火のごときもの」[2]として終わったとされる。安丸良夫の言葉を借りれば「新時代に向けての国民意識の統合をめざす壮大な実験」[3]であった教化政策は、いかにして「一時の線香花火」として挫折してゆくのか。本稿は、その過程を描くことで、近代日本形成期の民衆統合政策をめぐる一様相について論じるものである。

周知の通り、神仏分離という維新政府の方針は、各地に廃仏毀釈の嵐を巻き起こすことになった。その急進的な神道国教化路線のもとでは、「惟神之大道」を宣布する民衆教化の役職として宣教使が置かれたが[4]、実質的にはほとんど機能することなく、明治五年三月に神祇省の教部省への改組とともに廃止された。かわって翌四月、教部省は国学者・神道家のみの神道国教化体制を改め[5]、仏教勢力と合同しての壮大な教化政策を企図する。一〇万人以上といわれる神官・僧侶を無給の教導職[6]に任命し、「三条の御趣意」すなわち三条教則（敬神愛国、天理人道、皇上奉戴・朝旨遵守）という基本綱領を月に数度「説教」させ、天皇制国家における「あるべき」人倫道徳を民衆へ注入しようとしたのである。その活動の本拠として東京に大教院をおき、各府県の有力寺社を中教院、全国の各寺社を小教院として統轄する体制をめざした（いわゆる大教院体制）。この政策は、支配の正当性強化という政府の意図や、廃仏毀釈でうけた打撃からの復興という仏教勢力の思惑など、諸々の動機が絡みあって開始された。背景には、キリスト教の侵入に対する広汎な危機意識があった。

しかし先に述べたように、教部省のもくろみは外れる。全神官・僧侶の教導職任命にはほど遠く、全寺社の小教院化も実現せず、大教院体制は未完であった[7]。また教導職の説教能力の低さや民衆の宗教意識との隔たり、神道・仏教の対立、それに絡む薩摩・長州の対立など、さまざまな矛盾も抱えていた。そして真宗勢力からの攻撃により、明治八年（一八七五）五月に大教院は解散する。以後は神道・仏教各宗が各自活動してゆくこととなり、教化政策は実質的に終焉を迎える。

以上の展開と挫折については、すでに少なからぬ優れた先行研究がある[8]。それらは主として、教化政策を「日本型」政教関係の形成や宗教制度の再編、天皇制イデオロギー政策の文脈で扱ってきた。そのこと自体を批判するつもりはないが、

ただその結果、教化政策が「試行錯誤的な変転」[9]のひとこま、「国家神道」体制形成の一準備段階、といったエピソード的評価につながっている点は否めない。しかし、当該期において教化活動について論じた多数の建白書をみてみると、学校教育との対比・関連性という、従来の研究では看過されてきた議論の軸が浮かび上がってくるのである。この点は、大いに検討の余地のある問題ではないだろうか。[10]

ひとつだけ例を挙げよう。五年一一月、小倉県士族岩田茂穂らが集議院へ提出した「教則ノ義ニ付建言書」では、こう述べられている。今日「急務中ノ最急務」なのは、「教法以テ人心ヲ籠絡シ、学術以テ人材ヲ倍養（ママ）シ、教学相助ケテ以テ民心ヲ勧奨スル」ことである。だが、政府の推進する「学術」は西洋流の学校教育であって、日本の「国家ノ本宗ニシテ国ノ体」たる「教法」にあわないため、教学の両輪がかみあわず、教化活動が盛りあがらない。よってつぎのような対策が必要である。

> 先ツ第一各所ニ教院ヲ置キ、父老ノ異端邪説ニ溺ルヽヲ救ヒ、頑固ノ陋習ヲ脱セシメ、其間学校ヲ頒布シテ、教則中本教ノ科目ヲ立、小学ヨリ中学ニ至リテハ必ス西洋各国ノ学ト兼用セシメ、大学ニハ専門ノ一科ヲ設ケ有志ノ徒之ニ従事シ、卒業ノ後之ヲ教導職ニ推任シ、民庶ヲシテ遠ク国体ノ本源ヲ知シメ、近ク固陋ノ腸ヲ洗ハシメ候様ノ御制度御立有之度企望仕候[11]

この建白は、従来の成人への教化活動に加え、三条教則を科目に盛り込んだ学校教育のあり方を提言する。小中学校では三条教則と西洋の学問をともに教え、その教育を受けた者を大学へ進ませ、卒業後教導職に任命せよとの主張である。この主張は集議院で実際に議論の対象となっており、あながち奇異な説ではなかったことがうかがえる。それは、当時の社会において、両者を分けて考える思考法が自明のものではなかったことを示唆しているのではないだろうか。こうした「あいまいさ」は、学校の正教員の正式名称[12]と、下級教導職の名称が同じ「訓導」であった点に、端的にあらわれているといえる。ならば、教化政策を論じるうえで、学校教育とのかかわり（重なり）は無視できないであろう。

そこで本稿では、学校教育との関係を軸に教化政策をとらえるという視角を採りたい。[13]具体的には、第一に、教化政策

が活発になる明治五年末から六年前半の教部省が、どのような教化活動を志向し、そこからいかに学校教育へかかわってゆくかを検討する。第二に、文部省官僚たちによる「教育と宗教の分離」原則の導入・運用を明らかにし、それが教化政策に与えた影響を考察する。そして第三に、教化政策を批判する真宗勢力が、学校教育と宗教をどう認識したかを分析する。それらを通じて、教化政策の挫折過程がもつ意味について論じたい。

〔注〕本文中の政府法令については、すべて『法令全書』によった。また、引用史料には適宜句読点を施した。

① 石井研堂『明治事物起原』三、筑摩書房、一九九七（復刻、底本は『増補改訂　明治事物起原』春陽堂、一九四四。初版は一九〇八）、三六七頁。

② 同前、三七四頁。

③ 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」（『日本近代思想大系五　宗教と国家』岩波書店、一九八八）、五二八頁。

④ 宣教使制は、明治二（一八六九）年七月八日、神祇官内に設置。職制は長官以下、次官・正権判官・主典・史生、実際の教化活動を担当する正権大中少の宣教使（のち博士）・講義生からなる。専ら国学者・神道家から任用された。

⑤ 神道国教化政策が挫折する過程については、阪本是丸「教部省設置に関する一考察」（『国学院大学日本文化研究所紀要』第四四輯、一九七九）、高木博志「神道国教化政策崩壊過程の研究」（『ヒストリア』第一〇四号、一九八四）など参照。

⑥ 明治五年四月二五日、太政官第一三二号で教導職の等級として、つぎのように一四階級が定められた。教導職は神道および仏教各宗本山で推挙され、教部省への上申をへて、任命される。また明治七年四月二〇日には、地方官立会いのもとで昇級・推挙を試験するよう達が出されている（教部省達第一二号）。

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
大教正	権大教正	中教正	権中教正	少教正	権少教正	大講義
八級	九級	一〇級	一一級	一二級	一三級	一四級
権大講義	中講義	権中講義	少講義	権少講義	訓導	権訓導

⑦ 明治七年一二月段階で、教導職数は神道四二〇二名、僧侶三〇四三名（ただし試補採用者数は数字に出ないため、厳密に実勢をとらえるのは困難）であり、小教院はわずか二二七か所にすぎない。『公文録』明治八年一月教部省伺、「大中小教院ノ儀奏上」。

⑧ 村上重良『国家神道』岩波書店、一九七〇、安丸良夫前掲論文、同『近代天皇像の形成』岩波書店、一九九二、宮地正人『天皇制の政治史的研究』校倉書房、一九八一、同「国家神道形成過程の問題点」（前掲『宗教と国家』）、阪本是丸「日本的政教関係の形成過程」（井上順孝・阪本編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七）、羽賀祥二『明治維新と宗教』筑摩書房、一九九四、など。神道史の分野では、藤井貞文が「教導職廃止の要因」（『神道学』八六、一九七五）ほか、多くの実証的研究を残している。

⑨ 村上前掲書、一一三頁。

⑩ もっとも、数は少ないが教育史的なアプローチもある。とくに大林正昭は、「教導職によってなされた公民教育について」（『広島大学教育学部紀要』第一部第三三号、一九八五）、「わが国近代教育成立期における宗教と教育を分離する原則の形成について」（同前第一部第三四号、一九八六）など、一連の論考を発表している。大林以外では山口和孝「訓導と教導職」（『国際基督教大学学報』Ⅰ―A教育研究、二四、一九八二）が本稿と視角を共有しており、執筆に際し多くを学んだ。しかし両者とも、具体的な教化政策の推移に即して検討する作業が不十分であるように思われる。本稿ではその点に留意しつつ論じたい。

⑪ 色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成』第二巻、筑摩書房、一九八六、三一〇～三一一頁。建白者は岩田茂穂、川村矯一郎、増田宋太郎。

⑫ 明治六年八月一二日太政官布告第二九六号によって制定。

⑬ この視角に関しては、羽賀祥二が重要な提言を行っている。羽賀は、教導職による教化活動を「宗教者が時代の変化に適応していくために課せられたトレーニング」「公教育以前の、またそれと並行して進められた教化という名の、教導職が担った一種の啓蒙活動」（前掲書一九～二〇頁）と位置づけている。ここでは、教化活動を学校教育と並べて述べ、宗教行政史の枠から解放して捉え直す視座を与える点で評価できよう。ただ、両者のかかわり方については残念ながら触れられていない。

第一章　教化政策の展開と「神官僧侶学校」規定――三島通庸を中心に――

1　教部省批判と文部・教部合併

明治五（一八七二）年六月九日、教部省は教導職へ教化活動開始を正式に指令した。とはいえ、政策面での実質的な整備は鈍かった。また、八月八日太政官第二二〇号で神官を「総テ教導職ニ補ス」と布告したが、任命は遅々としてすすまなかったようである。

こうした折、設立されたばかりの教部省に早くも批判論が噴出した。なかでも教部省に強い衝撃を与えたのは、五年五月、京都府から正院に宛てて提出された「教法学門之儀ニ付建言」である。京都府は、教部省が教導職制を介して、従来地方官の管掌事項であった宗教者管理に干渉してくれば、宗教勢力の増長を招いて厄介なことになると非難した。この建議は、「教法宗門之事ニ候得共書中議論之次第も有之候付、教部省えハ不差出候」①という添書が示すとおり、教部省に秘

密で行われた。それは政府内に教部省批判派が存在し、京都府がその批判派と連携しようとしていたことを示唆している。だがこの建議は『大坂新聞』および『新聞雑誌』に掲載され、教部省官員の知るところとなった。そして阪本是丸がいうように、「この建議をきっかけとして、教部省支持派は危機感を募らせ、教導職制のありかた、望ましい国民教化策を模索しはじめる」②ことになる。では教部省は、何に対して危機感を抱いたのか。京都府の建議には、注目すべき箇所がある。

> 神官僧侶ヲ仮ラサレハ開化行ハレス王政貫徹セサル、トハ実ニ可歎ノ至リナリ。況ヤ却テ開化ヲ妨ケ、王政ヲ害スル者ニ於テヲヤ
> 〔中略〕試ニ春来仏氏ノ事ニ費ス公私ノ財ト公私ノ手数ト時間トヲ以テ、是ヲ国家必用ノ道路ヲ開キ、学校ヲ建テ、職業ヲ教ユル等ノ事ニ用ヒハ、豈一廉ノ大益ヲ興サヽランヤ③

神官・僧侶は開化政治に不要であり、彼らに金を浪費するくらいなら、国家に必要な道路や学校に費用を投じたほうがずっと有益である、と述べている。道路や学校＝「開化」、その「妨ケ」となる神官僧侶＝「非開化」、という対比図式こそ、教部省の危惧するものであった。京都府は翌六月にも、府内には「数十ヶ所ノ小学校ヲ設ケ」ているから「別ニ僧侶等ノ手ヲ仮ルニ不及」④と明確に述べている。教部省批判は、学校教育との対比・峻別の視点で展開されたのである。⑤

こうした批判の高まりのなかで、政府内の教部省批判派は、文部省への併呑を画策する。太政大臣三条実美は五年一〇月一五日付参議大隈重信宛書翰で、「教部之事も、稍合併論省中に漏洩、彼是疑惑も有之由ニ候間、速に相発候方可然歟。就ては大木之処、篤と談論相頼申候」⑥と述べている。三条・大隈・文部卿大木喬任の「批判派」が、教部省の頭ごしに合併を試みたのである。だが一〇月二五日におこなわれた合併は、「西郷隆盛ナド、参議ノ頭ニアル時ナレバ、三嶋氏ナドノ奔走ヲ採用シテ、教部省維持ノ論ニ決シ〔中略〕文部省ハ教部ヲ平呑スル事能ズ敗北セリ」⑦という決着をみる。教部省は、最大の支持者である筆頭参議西郷隆盛と、西郷を担ぎ出した、同じ薩摩出身の東京府参事三島通庸の動きによって廃止されずに残った。⑧しかも、教部大輔宍戸璣、同少輔黒田清綱が文部大・少輔をそれぞれ兼任し、文部行政に干渉しうる状況となる。極端に言えば、むしろ教部省の勢力上昇をもたらしたのである。⑨

2　三島通庸の教化政策

文部省による併呑を免れた教部省は、教化活動に関してさかんに具体的な政策をうちだす。その牽引役は、五年一一月二五日に教部大丞に就任した三島通庸であった。三島は薩摩藩内の廃寺廃仏政策を黒田清綱らとともに推進し、維新後は神葬祭の実行も主張する、熱心な敬神家であった[10]。この三島の教部入省は、教化政策にどう影響を与えたのだろうか。

三島は東京府参事時代から、教化活動に力を注いでいた。東京府では、五年五月一〇日に全国に先駆けて神田明神など三か所で説教が実施され[11]、以後各寺社で次々と開催されていく。『三島通庸関係文書』には、当時東京府内五か所で行われた説教の様子を記した、貴重な記録が残っている[12]。そこには説教者名、内容、聴衆の人数や、説教者の服装、聴衆の反応までが記述されている【表】。この記録からとくに読みとれるのは、説教のわかりやすさと、聴衆に与える影響力へ注目していることである。たとえば神田明神と神明宮とをくらべてみよう。解説する内容はともに三条教則についてであるが、前者の説教者は「賤輩ニ解シ安ク、又婦女子ニ分リヤスク、目前日用之事ニ譬ヘ、折ニハ笑ヲ含ミ退屈セサルヤウ」な話術で説教する。そのため「自然感腹スルノ形チニ相見」える。これに対して後者では、「大ニ退屈」な説教のせいで、ただでさえ三、四〇人ほどしか聴衆がいない。しかも「半ニシテ帰ル者」や、わざわざ金刀比羅社に移動する者もいて、「神明社ノ説教ハ分リ難シ」との声さえあがっていた。教導職個々の話術の力量差に注目する視線が、この記録には顕著である。もうひとつの特徴は、この記録の前書きに述べられた教部省批判である。それによると、教部省は「各々ノ学習ヲ紛議スルカ如キ」状態で、教化を担う神仏両勢力や国学者らがそれぞれ勝手なふるまいをしている[13]。そうした教化方針の不統一は、三条教則をもって「厳乎確定ニ有ラスンハ能ハス」、と結論づけられる。この記録に注目すれば、東京府参事時代の三島は、教導職の態度や話術の改善、三条教則に即した教化内容の統一といった課題を見いだしていたことがうかがえる。

こうした三島の知見は、教部入省後、諸政策に如実に反映されてゆく。第一に、説教技術が巧みで、聴衆動員力のある

【表】 明治五年五月東京府下における説教会場の状況

会場／項目	説教者名	服装	内容	聴聞者数	わかりやすさ	総合的な評価・その他
神田明神社	野澤、渡辺、松田、熊代、大竹	官服	神前で三条教則読みあげ／敬神愛国の「天地開闢以来神代ヨリ今日ニ至ル所ノ沿革、亦大原ニ於テハ一定不易タルヲ」注解／皇上尊敬・朝旨遵奉、つづいて天理人道を告諭	初日五〇〇～六〇〇人、後に一、〇〇〇人余の日も	武将・忠義の臣らの伝記を引いて「賤婦ニ解シ安ク、又婦女子ニ分リヤス」い。「目前日用之事ニ譬ヘ、折ニハ笑ヲ含ミ、退屈セザルヤウ心ヲ用ヒテ懇諭」している	「自然感腹スルノ形チニ相見候」
金刀比羅社	高橋、堀、竹中	官服	ほぼ同右	四〇〇～五〇〇人	記述なし	説教所周辺住民が丁寧に世話
天徳寺	西岸院住職	平服に袴、衣、則読みあげ／敬神愛国その他を説教／「三世ヲ解クノ方便ヲ止メ、専ラ人倫日用ノ事ヲ説教」	仏前で読経、念仏唱える／三条教	約二〇〇～三〇〇人	説教者が「常ニ愚婦ヲシテ克ク導クノ僧侶ナレハ、目前ノ利害ヲ以テ諭ス」のはお手のものの様子	同右
神明社	常世、岡本ほか	麻上下（後官服）	三条教則読みあげ／敬神愛国その他の条を説教／「敬神ノ本源ヲ陳述スルヲ主トシ、顔モ無ク形チモ無キ天地混沌タルガ如キ、其始ヲ講ス」／「天理人道を説く際にも、譬え話はするが「其意軽率」	三〇～四〇人	敬神愛国の説明は「市民何ノ事ナル哉、敢知ル能ハス。大ニ退屈スルノ躰アリ」、わざわざ金刀比羅社の説教へ移る聴衆もいる。天理人道の説明でも聴衆は「窃ニ軽視スルノ意」	国学偏重、かえって朝旨に反する。今のままでは「何ソ人心感動スルコトヲ得ヘケンヤ」
増上寺	京都黒谷辺りの僧	衣、仏具	経文、念仏を長時間唱える／三条教則読みあげ、注解	二〇〇～三〇〇人（七割が女性）	記述なし（聴衆の大半が「専ラ念仏ヲ唱ユル」という事態）	「廣ク教化ヲ施ノ力ナシ」

『三島通庸関係文書』五六四―二より作成

人材を教導職に推挙する方策である。六年二月一〇日、教部省は「神官僧侶ニ不限三条之綱領ニ基キ布教筋有志之者有之候ハヽ、一般ニ教導職ニ可補候」と布達し（同省達第一〇号）、九代目市川団十郎、三遊亭円朝らが任命される。[14] また同年一月八日には、教部省は陰陽師や易者、軍談師、落語家らの管轄にくわえ、戸長を教導職に任命することを正院に申し出て

いる。[15] これは実現はしなかったが、三島入省後の教部省は、民衆への影響力拡大を志向し、宗教者・非宗教者を問わず教導職にふさわしい人材を確保しようとしていたことがわかる。

第二に、三条教則に沿った説教内容の統一である。教部省考証課は六年二月一九日、「先般三条演義ヲ撰定」したが理解していない者も多く、ことに僧侶は自宗派の教義しか知らないので「更ニ彼演義ヲ敷演シ一層平易ノ教典ヲ作リ、神官僧侶等説諭ノ下按ニ備フヘキ教書ヲ編輯」したい、との意見を示した。[16]「三条演義」とは、薩摩藩で三島とともに廃仏運動を展開した平田派国学者、権少教正田中頼庸が著した三条教則の解説書（刊行は六年四月）を指す。考証課はそれを敷衍したより平易な教典・解説書の必要を省上層に建言したのである。こうした動きのなかから、同年二月中に一一か条の題目が制定される。[17] 神徳皇恩・人魂不死・天神造化・顕幽分界・愛国・神祭・鎮魂・君臣・父子・夫婦・大祓というこれらの題目は「十一兼題」とよばれ、明らかに神道を核としている。[18] あいまいであった三条教則の解釈を、これら神道的題目を示すことで統一しようとしたのである。それはまた、僧侶教導職が、三条教則を自宗派に都合のいいように解釈して説教する危険を防止するためでもあった。教部省にとって、法談の伝統をもつ僧侶の説教能力は教化政策をすすめるうえで不可欠であった。しかし、その説教によって神道的イデオロギーを示した三条教則が冒されてはならなかったのである。

さらに、教化内容は民衆にどう伝えアピールするか、その手段も模索される。これは、三島の動きから明瞭に読みとれる。[19] 六年二月、三島は神奈川県参事に対し、当代屈指の人気戯作者であった仮名垣魯文（当時神奈川県職員兼務）を教部省へ約一週間出仕させ、「作文」させたいと申し入れた。[20] もともと魯文は、五年七月に教部省に三条教則に沿って著作する旨の宣言書を提出しており、[21] 三島はそこに目をつけ、魯文の意欲と知名度を利用しようとしたのである。魯文の教部省出仕は実現し、その「作文」は六年二月二〇日脱稿、『三則教の捷径』[22] と題して同年七月に出版された。この執筆経緯からして、三島の影響を色濃く受けているとみてよいであろう。そこで、三島の考える教化活動の内実を『三則教の捷径』に探ってみたい。

まず自序文では、対象とする読者を「活業の繁く間なく、説教の場に臨むを得ざる徒」、つまり説教所に行く暇のない者と設定し、「我も人も能く口馴たる俗言」で語る、と述べている。本文においても、神道の教義上重要な造化三神は言及されず、産土神や「福の神」に至る身近な神々の体系、その頂点たる天照大神を「神」とする。[23] 厳密な教義よりも、教化活動へ親近感をもたせることを重視しているといえよう。そして、つぎのように論じる。夫婦、朋友、親子などの「人道」（これらが十一兼題に含まれることに注目）には、すべて神々のつくった「掟たゞしき筋」＝「天理」が通っているので守らねばならぬ。天皇＝皇上は「神のお心受たまひ」し存在であるから、その命令＝「朝旨」は「遵守」せねばならぬ。そもそも我が国は、神々のつくった国だから愛さねばならぬ（「愛国」）。よって、われわれ「神の造りし国民」は神を敬わねばならぬ。このような敬神理念の鼓吹、天皇崇拝の奨励は、次の一節に端的に現れている。

> 神と君との御血筋は　億万年の今までも　たえず変らず天と地と　日月と共に日の本の　国を照して御先祖の　神武天皇様よりも
> 今の天皇様までが　一百二十六代の　大盤石の御代々　神に代りて万民を　教へ育てる天職の　お主といふは唯一人　扨御臣下の
> 国民は　伊弉諾伊弉冉御夫婦の　神の孫彦玄孫なり

こうした「神」・天皇・「国民」の関係を、三条教則にそって巧みな話術でわかりやすく説教すること、それが三島の考える統一された教化内容の中身であったといえる。

3　学校教育への組み込み――「神官僧侶学校」規定――

以上のように、明治五年末から六年初めにかけて、教部省は三島を中心に次々と教化体制の整備・振興策を打ち出していった。その一つの契機は前述のとおり、学校との対比による教部省批判であった。よって、学校教育とのかかわり方も重要な政策課題となる。教部省は、学校に神道教化を直接組み込むことで、「非開化」・不要という批判を克服する方針をとった。

その理由は、三島に即して言えば、つぎのように考えられる。第一点は、文部省の学校教育への不快感である。三島の学校教育行政に対する見解は、「学制と云ふ者があるがそれが悪」く「太政官の考は一概に西洋を採るので取捨がない」というものであった。そして、黒田清綱と「学制」撤回の方法について話した[24]。教部省上層部は、文部省の学校教育を西洋学の知識教授一辺倒と非難し、それを改革すべきという認識を共有していたのである。もう一つ、三島肝いりの『三則教の捷径』序文下の挿し絵【図】も、非常に示唆的である。説教会場を描いたこの絵で重要なのは、聴衆に子どもが含まれている点である。なぜなら、神道教化を子どもにも及ぼそうとしていることが確認できるからである。もちろん、一つの絵だけで多くを論じることはできない。だが、前述の教導職を宗教者に限定しない方針や、一般的に神官・僧侶が寺子屋師匠を務めるケースが少なくなかったことも含んで三島の考えをおしはかると、〈教える者〉＝学校教員と教導職、〈教えられる者〉＝学校生徒と説教聴衆[25]、という二点において、学校と説教所は重なるものであり、その境界線はあまり意識されていなかったのではないだろうか。それゆえに、「開化」的施設たる学校のカリキュラムの中に「非開化」とそしられる説教を組み込むという手段は、三島にとっては自然なものであったと思われる。

この手段は六年三月、ふたつの文部省達によって実行される。まず、三月一三日付文部省達第一七号では、教化活動に着手する手段として、神官や僧侶が寺社に「学制」に準拠した学校を設けてよい、と規定する。

教化ノ儀ハ至急ノ要務ニ候得ハ、各地方ニ於テ夫々着手可相成ハ勿論ニ候。就テハ神官僧侶ニ於テモ、有志ノ輩ハ其社寺内ニ中小学校相開候儀不苦候条、此段相達候也。

但中小学校相開候者ハ、学制ニ準拠可有之事。

その寺社内学校は、三月一八日の文部省達第三〇号によって概則が規定される。これは「学制」に、「神官僧侶学校ノ事」という条項を追加したものである（第一五四―八章）。その第一五四章では、

神官僧侶大中小学科免状ヲ得。其神社寺院ニ於テ学校ヲ開キ、一般ノ生徒ヲ教育スル事アルトキハ、都テ学制ニ準シ教則ニ従ヒ学

【図】 説教会場の様子――理想か、現実か――

（仮名垣魯文『三則教の捷径』挿絵、『明治文化全集』第11巻、17頁より）

科ノ順序ヲ踏シムルハ言ヲ不待。而シテ其ノ教旨ハ便宜ヲ以テ講説ストイヘトモ、之カ為学科時間ヲ減スルコト一周四日間二時ノ外アルヘカラス〔以下略〕

と、神官・僧侶が教員免状を取得して学校教員になる場合、カリキュラム内に週二時間の「教旨」、すなわち三条教則にのっとった説教を盛り込むことを許可した。また、同章の但し書きでは「教旨ヲ講説スル為メ、学科時間ノ外便宜ニヨリテ更ニ幾時ヲ増スハ妨ケナシトス」と定めている。さらに第一五七章では、「他ノ学校ニ於テモ神官僧侶ヲ請求シ教旨ヲ聴聞スル事アルヘシ」として、神官僧侶学校以外でも、神官・僧侶による「教旨」説教を請求してよい、としたのである。[26]

これらの法制化が実現した理由のひとつに、教部省と文部省の力関係が挙げられる。当時の教部省には、すでに述べたとおり西郷隆盛がバックにおり、教部大・少輔であった宍戸璣と黒田清綱はそれぞれ文部大・少輔も兼ねていた。よって、文部省への影響力は小さくなかったといえよう。その力関係は、達第二七号の冒頭に「教化ノ儀ハ至急ノ要務」と言い添えられている点からもうかがえる。

しかしより重要な理由は、六年二月二四日のキリシタン禁止高札撤廃であったと思われる。[27]これにより、教部省のみならず一般社会においても、いよいよキリスト教に対する危機感がつのってゆくが、教部省はその対策として、神仏合同の教化活動を学校においても行うことで対抗せねばならないと考えたのではなかろうか。高札撤廃に先立つ五年一一月二六

日、真宗本願寺派門主大谷光尊は、教部省へつぎのように意見している。

臣聞、夫ノ外教ノ熾ナル、固リ教師学徳充実ニ由ルト雖、抑ユヘアリ。西地ノ幼童纔ニ父母ノ携包ヲ免レ、即小学ニ入リ、文字語学ヨリ普通諸学ニ至リ、訓誨講授率子教師ノ手ニ成ル、ト。是故ニ、坐臥行住薫染親炙、其耳目心志ヲシテ不知不識彼天主ナルモノヲ尊信シ、成人猶其信心ヲ失ハサラシム[28]

光尊は、キリスト教司祭が初等教育にも携わっていることを指摘しており、これに続けて、神官・僧侶の師範学校入学をも教部省に提案している。[29] キリスト教対策として学校教育も重視すべきという認識が、教部省にあったことは容易に推測できるし、文部省としても、反対しにくかったと思われる。

かくして教部省は、三島入省後、三条教則にのっとった神道教化活動を推進するなかで、それを学校教育に組み込むという政策をとったのである。

① 『明治建白書集成』第二巻、二七頁。
② 阪本前掲論文、四四頁。
③ 『明治建白書集成』第二巻、二五～二七頁。
④ 『京都府百年の年表』五、宗教篇、八四頁。
⑤ 五年五月、高知県の宮崎簡亮が集議院に提出した建白書でも「今正ニ断然教部ヲ廃シ、各処ノ説教ヲ禁ジ、社寺ノ事務ヲ以テ文部ノ一課局トナシ、其社寺従来贏畜スル処ノ財ヲ以テ之ヲ文部ノ用ニ給シ、辺彊僻地小学校ノ費ニ充テ」るべしと主張されている。『明治建白書集成』第二巻、四六頁。
⑥ 『大隈重信関係文書』第一巻、五二四～五二五頁。
⑦ 常世長胤『神教組織物語』中之巻。前掲『宗教と国家』三八六頁。
⑧ 三島と西郷の関係については、「都城〔県、現宮崎県―注谷川〕ニアラズヤ、故ニ隆盛ヲ頭首トセハ君〔三島―注谷川〕ハ胴体タリ」（『三島通庸関係文書』五五七―一、国立国会図書館憲政資料室所蔵）と評されており、その関係の深さがうかがえる。
⑨ 明治六年一月二〇日時点での文部省・教部省の上層官僚は以下の通り。

文部卿兼教部卿　：大木喬任
教部大輔兼文部大輔：宍戸璣
教部少輔兼文部少輔：黒田清綱
文部大丞兼教部大丞：長三洲、野村素介
文部大丞　：田中不二麿
教部大丞　：三島通庸

このうち、野村と田中は海外教育視察に参加しており不在。メンバー的に教部省に「有利な」状況であった。

地頭トナシ、後々東京府知事タラシメントシタルハ一ハ皆西郷隆盛ニ

⑩ 新井登志雄「三島通庸の基礎的研究―県令転出以前―」（『日本歴史』第四〇一号、一九八一）、五五頁。

⑪ 前掲『神教組織物語』中之巻。前掲『宗教と国家』三八四頁。

⑫ 『三島通庸関係文書』五六四―二。

⑬ 当時教部省内においては、神道主導の方針では一致しながらも、神道の宗教性を重視する津和野派国学者、教部大輔福羽美静と、あいまいな教義による儒・仏の包括を志向した伊地知正治・高崎五六（ともに左院、教部省御用掛）が対立していた（高木前掲論文、五一～五六頁）。こうした状況をふまえての言及といえよう。なお五月二四日には、福羽の免官と伊地知らの左院召還が行われる。

⑭ 佐波亘『植村正久とその時代』第二巻、教文館、一九六六（復刻。初出は一九三八）、一一頁。

⑮ 『公文録』明治六年教部省伺一月、「陰陽師易者等管轄ノ儀伺」。

⑯ 『社寺取調類纂』一五二、「三条演義」ヲ敷演シテ平易ナル教典作ル儀」、国立国会図書館所蔵。

⑰ 『教林雑誌』第二輯、大阪・敬愛舎、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫所蔵。

⑱ 三条教則や十一兼題、後述の十七兼題については、その題目に即した説教テキストが広く出回り、それを用いた説教が行われた。説教テキストの書目については、辻善之助『明治仏教史の問題』立文書院、一九四九、大林前掲「教導職によってなされた公民教育について」などで紹介されている。

⑲ また、教化活動の場の組織に関しても、三島が大いに関与している。六年一月、大教院は旧紀州藩邸に正式開院した。大教院はもともと、仏教各宗合同の教義研究機関として五年段階から金地院において仮開院し、それを紀州藩邸跡に移したのであった（なおこの過程に関して論じた最近の成果として、久木幸男「教部省傘下大教院の変質過程」（斎藤昭俊教授古稀記念論文集刊行会編『仏教教育・人間の研究』こびあん書房、二〇〇〇）がある）。三島はそれをさらに、増上寺へ移転すべきであると主張し、増上寺のある芝区の住民の反対を押し切って同二月、実行に踏み切ったのである（柴山景綱宛井上頼圀書翰、明治二八年一二月二四日付。『三島通庸関係文書』七二―一）。ついで六月には、旧八神殿を増上寺本堂の後方に配置する。一宗の本山（浄土宗）内の仏殿を、神殿に改造したのである。【表】でみたように、増上寺への聴聞者はもっぱら念仏を唱えていると報告されていた。三島はそこへ大教院をおき神殿を設けることで、教化活動における神道優位を可視的に示そうとしたのではないだろうか。

⑳ 『社寺取調類纂』一七四、「仮名垣魯文作云々」。

㉑ 柳田泉「明治新政府文芸政策の一端」（『明治文学全集』第一巻、明治開化期文学集（一）、筑摩書房、一九六六）、四一〇頁。

㉒ 吉野作造編『明治文化全集』第一一巻、日本評論社、一九二七、一五一～一七頁。

㉓ 大林正昭は、説教の諸テキストを分析し、「敬神の対象となる神々の中に産土神・氏神等があげられたのは、平田派国学論の影響であることは疑いえないが、敬神の現世利益を訴える必要があったからでもあろう」としながら、ただの祈願では利益がもたらされず、道徳的行為実践に対しての見返りを説く傾向が強い、と論じている（大林「教導職の説教における「敬神」の構造」（『広島大学教育学部紀要』第一集第二八号、一九七九））。『三則教の捷径』における「神」および「敬神」の捉え方も同様であり、その点では同書が決して特異なものではなかったと位置づけてよいだろう。また羽賀祥二も、平田派国学の影響を指摘している（羽賀前掲書、二九五頁）。

㉔『三島通庸関係文書』五五七―一三。

㉕ また周知の通り、「学制」発足当時、小学校に通う生徒は、決して「学制」が定めた六～一三歳という学齢期の子どもばかりでなく、かなり年齢にばらつきがあった。明治一〇年の大分県では、小学生徒の最年少は三歳六ヶ月、最年長は一九歳二ヶ月であった（『文部省第六年報』）。この点については、たとえば『近代日本教育百年史』第三巻、五四三～五五二頁、など参照。

㉖「学制」においては、「修身口授」という科目が定められ、その具体的なカリキュラムとして五年九月八日に文部省が「小学教則」を制定した。しかし各府県ではそれにあまり準拠しておらず、むしろ六年五月に東京師範学校が制定した「小学教則」のほうが参照されている。これによると、「修身口授」は科目から消え、「問答」科に含まれる形となった。しかも、各学校の実態レベルでは、修身で教えられる内容は決して一様ではなく、何を教えてよいかがまだはっきり自覚されていなかったようである。著述家の内田魯庵（明治七年に東京の松葉学校（のち育英学校と改称）に入学、一四年まで在籍）は、当時の修身の授業においては「拠るべき道徳に規範が無かつたので有触れた修身道話が繰返され」、「二十四孝式の親孝行咄でも咄すものも張合が無く聴く方は本より怠屈」であり、内田の受けた授業では、講釈好きの教員が「太閤記や義士伝の講釈をして聴かした南龍張のノン〳〵ズイ〳〵の修羅場読」をし、「終には鼠小僧や国定忠治の咄をするやうになつた」と回顧している（「明治十年前後の小学校」『内田魯庵全集』第三巻、ゆまに書房、一九八三、一〇七～一〇八頁）。よって、この時点では、教化活動が修身科目という「空白」に入り込む余地があったともいえよう。

㉗ 高札撤廃については、鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策――高札撤廃に至る迄の政治過程――」（『史学雑誌』八六―一二、一九七七）、山崎渾子「岩倉使節団と信教自由の問題」（『日本歴史』第三九一号、一九八〇）、家近良樹『浦上キリシタン流配事件』吉川弘文館、一九九八、などを参照。

㉘『社寺取調類纂』一五五、「祠僧ノ徒ヲ択ヒ師範学校ニ入ル、之件」。

㉙ また、これに関して、東京府の文筆教師小島百之が、明治六年二月に集議院へ提出した建白書もあげておきたい。小島曰く、小学校教員には「必篤実懇切ニシテ品行好者」が選ばれるのだから、彼らに教導職を兼務させ、「御布告ヲ以其学校近傍ノ老若男女、意ニ随拝聴ニ出頭セシメ、信実懇切ヲ尽テ敬神尊王皇道一ニ帰向スヘキヤウ説教」させればよい、としている。この建白は前述の岩田らの建白書とともに、集議院において実際に議論の対象となっており、当然教部省でも討議されたと思われる。前掲『明治建白書集成』第二巻、四一八～四二〇頁。

第二章　「神官僧侶学校」廃止と教化政策の変容

1　田中不二麿・木戸孝允と「教育と宗教の分離」受容

ところが、このような学校教育への神道教化組み込み政策は、わずか半年で頓挫する。六年九月一五日、文部省達第一

二二号によって、神官僧侶学校に関する条項はすべて削除されるに至ったのである。それをもたらしたのが、「教育と宗教の分離」という理念であった。本章では、その具体的な導入と運用について、文部大丞田中不二麿と木戸孝允（七年一月から文部卿）の動きを中心に考察する。

田中は維新直後から学校行政に携わっており、明治四年一一月、教育制度調査のため岩倉使節団に随行した中心的人物であった。田中は、その教育視察のなかで、キリスト教が学校教育にもたらす弊害に注目している。まずアメリカについて、五年二月一二日付大木宛書簡で、つぎのように指摘する。

> 就中理化二学よりは法教之学夥多にして、学士も大抵其派之人に候得ば、留学生其余波を汲み弊害も或は不少相考申候。此後御差遣之節は万々御注意有之度処に候。前件之姿に候得ば日本内地教育之法方（ママ）は当所にては十分雖相立候①

アメリカ公教育発祥の地であるマサチューセッツ州では、一八六二年に公立学校の宗教的中立が法制化されていた②。しかし田中の眼に映ったのは、留学生へ教授するアメリカの学校教員の多くがキリスト教宣教師でもあるがゆえに、「理化二学」でなく「法教之学」、すなわち宗教（キリスト教）教義を教える弊害を生んでいるという姿であった。よって「アメリカ式の教育」を日本に導入するのは危険であると認識したのである。さらにヨーロッパ視察でも、キリスト教勢力が学校教育を監督することの弊害を看取する。たとえばイギリス政府が配分する学校補助金の不公平に対して、その理由は「畢竟教育ノ権政府ニ在ラスシテ僧徒ニアルカ故」であると指摘し、「教科モ亦教法ノ事ニノミ偏シ、実用急務ノ事ヲ授ケ」ない状況が生じている、と述べている③。

この認識を共有していたのが、岩倉使節団副使・木戸孝允である。木戸は、海外渡航前から学校教育の振興をくり返し主張しており、渡航直後の四年一二月にも、単に開化風に吹かれた軽薄才子が多いことを嘆き、「真に我国をして一般の開化を進め、一般の人智を明発し、以て国の権力持し独立不羈たらしむる」ために学校教育の振興が急務であると述べていた④。その木戸と田中は何度も接触し、日本の学校教育行政について語りあった。木戸は自分の意見に対して、「当世の

人応ずるもの甚少し」と嘆くなかで、「此度同行中に田中不二麿あり。余の同志なり〔中略〕不日学校の興隆を只希望する而已」[5]と認めており、両者は考えを共有していた。それは、在米公使館にあった少弁務使森有礼への見方に最もよくあらわれている。すなわち、田中は森の「日本之教育は此国〔アメリカ―注谷川〕之学士に限り可申」という説に「殆と困却」し、[6]木戸も「森等の如き、我国の公使にして公然外国人中にて猥りに我国の風俗をいやしめる」アメリカにかぶれた者とみていた。[7]留学生には、学校教育のもとで実用的知識を習得させて、日本の真の「開化」「独立」に資する人材となってもらいたい。これが田中・木戸の考えであった。その学校教育がキリスト教に偏っておれば、森のようにクリスチャンとなって、「文明之弊に流れ、徒に不羈自由而已を唱へ、己あるを知て国家あるを不知」[8]者がでてくる危険性があった。したがって、日本の学校教育振興のためには、まず「教育方法ヲ平民僧徒ニ託」[9]さず、キリスト教宣教師らを教員から排除せねばならない。そうすることで、生徒にもっぱら実用的知識を教えるという体制を作り、教育内容の面でキリスト教の影響を受けないようにする。田中と木戸が欧米で認識するに至った「教育と宗教の分離」とは、第一義的には学校教育からのキリスト教宣教師排除を意味したのである。

2　「分離」運用と教化政策――「神官僧侶学校」規定の廃止――

六年三月田中は帰国し、四月一九日に大木が文部卿を退いたのをうけ、田中は卿不在の文部省行政のトップにたつ。その直後の四月二八日には「学制二編追加」第一八九章として、外国教師を専門諸学校で雇う場合、その教育内容を「法律学医学星学数学物理学化学工学」などに限定し、「神教修身等ノ学科ハ今之ヲ取ラ」ぬようにせよと定めた（文部省達第五七号）。まず専門諸学校の教育内容でクギを差したのである。その上で七月一三日、田中は太政大臣三条実美に、キリスト教宣教師の学校への雇い入れについて意見を上陳する。その意見とは、「学術之以テ人才ヲ陶冶」と「宗教ノ以テ人心ヲ勧懲」とは別次元であり、ことに教育は専門的に従事する必要がある、よってキリスト教宣教師を学校教師として雇い

入れてはならない、というものであった。ここに「分離」方針が具体化されたわけだが、その意見書にはつづけて「今般内国教導職モ学校教師トナスヘカラ」ず、と主張された。[10] もはや「分離」の視線はキリスト教宣教師のみを想定していた。しかし帰国してみると、教部省が「神官僧侶学校」規定によって、神道教化を学校教育に組み込もうとしていた。これが田中にはキリスト教同様、学校生徒に実用的知識以外の悪弊をもたらす「宗教」であるように思われたのである。

そこで五月一四日には、「教旨ヲ講説スルハ学科時間ノ外タルヘシ」（文部省達第七一号）と説教の実施を正課時間外に限定した。さらに木戸が七月二三日に帰国したのち、「分離」運用は加速する。先の田中上陳は全面的に受け入れられ、八月二八日文部省達第一一五号により教導職の学校教員兼務禁止が決定する。そして、九月一五日には「神官僧侶学校」規定の全面削除へと至った（達第二七号も同時に消滅）のである。[11] 「分離」は人的排除のみならず、全面的な教化活動締め出しへと拡大運用されたのであった。

この文部省による「分離」運用に、教部省はどう反応したのだろうか。結論を先取りすれば、ほとんど目立った抵抗もせず受容した、といえる。

まずその背景として、文部・教部両省の力関係の逆転が指摘できる。七月の木戸の帰国は、省務分離を促した。[12] すなわち、文部大・少輔を兼務していた教部大・少輔の宍戸、黒田が、九月二七日付で兼務を免ぜられたのである。そして周知の通り、一〇月には征韓論政変で西郷隆盛が下野する。教部省は最大の後ろ盾も失う。この状勢が、「抵抗」を弱めたことは想像に難くない。

しかしより本質的な問題は、「分離」原則によって、教化政策が「宗教」と認定された点にある。これは、神道教化が「非開化」であるという批判をあらためて起こしかねない。そこで、教化内容の神道偏重からの変更を促進することになった。六年後半ころから、現場の教化活動は、地方行政の内容を民衆に十分浸透させるための「開化」的知識の解説へと

重心を移してゆく傾向をみせていた。たとえば宮城県庁は六年八月三〇日、同県中教院に対して、徴兵令や地租改正法など六つの重要法令を「説教前後ニ於テ従来御布告布達書類人民ニ了解シ易キヤウ演説」することを要求している。そのなかには、「学校規則」も含まれていた[13]。こうした現場での要請に対応して、六年一〇月二日[14]、大教院において、皇国国体・道不可変・制可随時・皇政一新・人異禽獣・不可不学・不可不教・万国交際・国法民法・律法沿革・租税賦役・富国強兵・産物製物・文明開化・政体各種・役心役形・権利義務という一七の題目、「十七兼題」が制定される。これは神道的知識を中心とした十一兼題とちがい、「開化」政治を理解させるのに必要な知識であった。とくに、「不可不学」「不可不教」といった題目の講究は重要であった。それを通して、「学」＝学校教育、「教」＝教化という「分離」の枠で説教をする教導職も出てきたからである[15]。教導職は、十七兼題制定による内容の変化、および小学校への就学の督励という実践を通して、「分離」を意識してゆくことになろう。

さて、こうした状況にあって、三島の学校教育に対する認識はいかなるものであったか。それを知るうえで重要な意見書がある。この意見書には日付はないが、「教部ヲ文部ト合省ニ至レリ」とあるので明治五年末以降であることがわかる。また、神祇官の復活を唱えていることから、教化政策への批判に対抗して同趣旨の建白書が多く出された七年五月前後と推定される[16]。内容は、神道国教化論が基調にあり、キリスト教の広まりを国家の危機として「早ク教化ヲ宣布シテ民心ヲ固結スル」必要があるとの認識を示した後、つぎのように述べている。

> 教部省ノ名ヲ改メテ、神祇官ノ旧名ニ復スベシ〔中略〕神祇ノ祀典、及教育一切ノ事務ヲ統理セシメ、其官内ニ教部文部ノ二寮ヲ置テ、教義学問ヲ分掌スルコト、猶今ノ二省ノ体裁ノ如ク処務ヲ施行セシムベシ。最第一ニ教則学制一途ノ出ルヲ注目トシ、道ヲ教ユルニ教部ノ規則ヲ用ヒ、芸ヲ誨ユルニ文部ノ規則ヲ用ヒシメバ、善ヲ勧メ悪ヲ懲シ、業ヲ受ケ惑ヒヲ解クノ方法ニ於テ、共ニ両全ヲ得ヘキナリ。蓋シ天地万物ノ大原ハ悉ク神祇ノ掌ル所ニ非ル無ケレハ、神祇官ヨリ教義学問ノ事務ヲ総判スルハ、固ヨリ至理ノ理ナルコト謂無ケレ〔以下略〕[17]

神祇官のもとに教部・文部両省を併合し、教化活動と学校教育をともに管掌するという構想が目を引く。三島は前者を「道」、後者を「芸」と捉え、それらを分離せずに、神道を基盤に徳育・知育を統括すべきと主張したのである。この意見書から、三島が依然として、神道教化を学校教育のベースに据える意志をもっていたことがうかがえる。

しかし、三島の認識は状況と齟齬をきたしていた。七年五月一〇日、教部省は神道・仏教諸宗管長へ、「幼年ノ者ハ小学校ニテ勤学候様懇諭」すべきなのに「教院ヲ以一般ノ教育場同様相心得候向」もあり不都合であるから、中・小教院は「文部省所轄学校ト判然区別相立、心得違無之様可致」と達した（同省達乙第二二号）。教部省の公式見解としては、学校教育をめぐって文部省と張り合う姿勢はもはや放棄していたのである。しかも、同じ時期に神祇官再興論をとなえた教部省官員らの建白書には、学校教育管轄にかかわる言及は、管見の限り見あたらない[19]。

かくして教部省は、「分離」理念がもちこまれることにより、神道教化を学校教育へ組み込むのに失敗した。田中・木戸は当初、キリスト教対策という直接的な文脈でこの理念を受容したが、国内にもちこまれると、教化活動という「宗教」へ拡大運用されていった。そこから教化活動は変容し、結果的に学校教育との「分離」を受容してゆくことになったのである。

① 『伊藤博文関係文書』第六巻、九九頁。
② もっともニューイングランド諸州においてこうした規定を設けていたのはマサチューセッツ州のみであり、全米的な状況としては、学校委員会の委員にも多くのプロテスタント牧師が就いていた（中野和光『米国初等中等教育成立過程の研究』風間書房、一九八九、参照）。
③ 『理事功程』巻三、一一丁裏。なお、この時期のイングランドの教育政策決定過程については大田直子『イギリス教育行政制度成立史』東京大学出版会、一九九二、参照。
④ 『木戸孝允日記』第二巻、明治四年一二月一五日条、一二六頁。
⑤ 同前、一二七頁。
⑥ 『伊藤博文関係文書』第六巻、九九頁。
⑦ 『木戸孝允日記』第二巻、五年三月八日条、一五七頁。
⑧ 五年二月一二日付大木喬任宛中島永元書簡、『伊藤博文関係文書』第六巻、九九頁。中島は文部省七等出仕の地位にあり、田中に同行して教育制度の視察を行う。この書簡で森批判を展開しており、田中・木戸の「分離」理念が文部官僚に共有されていたことを示唆する。
⑨ 『理事功程』巻一、七丁裏。
⑩ 『公文録』明治六年七月文部省伺、「西教伝教師ヲ教師ニ雇入ザル

儀上申幷教導職ヲ学校教師ニ不採用儀伺」。

⑪ なお、当時の実情として、達第二七号によって寺社を学校校舎に強制的に転用する事態が広がっていたことを確認しておきたい。長崎県に出張中の教部省九等出仕小栗憲一、同大録奥宮正由は、六年四月一九日に第六大学区の各寺社に対して、「右布達之文〔達第二七号―注谷川〕ニ不苦ト云ハ、有志之者ハ相開候テモ咎ナシト云事ニテ、強テ学校ニ開ケト申ニハ無之候条、意得違有之間敷候也〔中略〕社寺ヲ以学校ト致候共、教導筋ニ付差支有之社寺ヲ、強テ学校ト致候儀ニハ有之間敷」と戒告しているほどである（『社寺取調類纂』一六四、「浜松県伺（教導職幷諸宗本山地方社寺へ達方之儀）」）。この通達は、現場において、達第二七号が学校行政推進の文脈から解釈されたことを示す。教化活動推進という本来の意図とは違い、寺社を学校校舎に使用（時に強引に転用）する結果を招いていたのである。

⑫ 木戸は帰国前から、文部・教部の省務分離を意識していた。明治六年二月三日付文部大丞長三洲宛書簡で、「此節承り候へは、教部も合併に相成候よし。御疎は有之間敷候得共、事務混同いたし候てはいかゝ可有之哉と相考申候」と述べている（『木戸孝允文書』第五巻、八頁）。また木戸は帰国後、教育行政は「デスポチツク」に行わねばならぬと明言している（『木戸孝允日記』第二巻、六年一一月二〇日条、四五三頁）。木戸においては、「分離」理念は文部省が専門に学校教育を管理すべし、という観点から論じられた側面も強いといえる。

⑬ 『奥羽八県往復綴』京都大学文学部図書室所蔵。および『教義新聞』六年一一月、第三五号。

⑭ 薩和上遺稿事蹟編纂会『新居日薩』日蓮宗宗務院、一九三七、五九五頁。ただしこの日に制定されたという根拠については明らかではなく、不確定な部分といえる。これについて、大林正昭は、十七兼題の制定時期を六年一二月と推定している（「十七兼題の制定経緯とその特色」（『広島大学教育学部紀要』第一部第三八号、一九九〇））。しかし、橘覚生『十七兼題略解』には、「明治六年十月脱稿于」という記述が見える（『明治仏教思想資料集成』第三巻、同朋舎出版、一九八〇、九一頁）。また、『郵便報知新聞』明治六年九月二二日付には、九月一六日に大教院講究課において、世襲君主国説・撰立君主国得失説・皇政一新説・使人者蒸於人使於人者蒸人説・徴兵説・租税説・国債論・執古文道以御今之有説・大人立制義必随時苟有利民何妨聖造説・諸官省使寮同等説・征韓説・教法説・学制説・開港貿易説という「十四題」が制定されたとある。これが十七兼題の原型になったと推測される。よって筆者は、十七兼題は六年九月下旬から一〇月の間に制定されたと考え、さしあたり『新居日薩』の記述に従っておきたい。少なくとも、大林説には首肯しえない。

⑮ たとえば、七年一〇月発兌の楠潜龍『十七論題略説』にはそれが端的にあらわれている（『明治仏教思想資料集成』第三巻、一三九～一四二頁）。

⑯ 高市慶雄は「教導職の大教宣布運動は明治六、七年の頃より色々の事情から思わしくなくなつて来た。そこで栗田寛、常世長胤、それに三島通庸、黒田清綱、高崎五六等の有力者も架担して神祇官の復興を請願し、明治極初の如き純粋無雑な組織に改めやうとした」と論じている（「三条演義・神教要旨略解　解題」前掲『明治文化全集』第一一巻、解題三頁）。また三島は七年五月二三日、湊川神社宮司折田年秀に「神祇官興復之建白可致旨内達」しており、この前後に自らも意見書を書いたものと推定される（『折田年秀日記』第一巻、八七頁）。

⑰ 『三島通庸関係文書』、五四六―一二。この史料には署名がない。だが伝記史料のなかに「君〔三島―注谷川〕教部省ニ在ルヤ其復興ヲ

唱フルヤ、左ノ建議ヲ為シタルコト有リ」として同文の意見書があげられており、三島の意見書と判断できる。同五五七―一。

⑱ 前掲『明治建白書集成』第三巻では、七年五月に出された教部官員や上級教導職による神祇官再興論として、神宮大宮司権中教正田中頼庸（七年五月〔日不明〕、三九八～四〇〇頁）、権大教正稲葉正邦・鴻雪爪ら九名（七年五月一四日、四〇七～四一二頁）、教部省九等出仕栗田寛・教部中録常世長胤（七年五月二〇日、四二一～四二三頁）、教部大録八木雕・山下政愛ら五名（七年五月三一日、四五七～四五九頁）といった人々の建白書が収められている。少なくともこれらには、学校教育管轄に関する言及はまったくない。

第三章　教化政策の挫折――島地黙雷と「分離」理念――

1　教化政策批判の意識形成

教部省は「神官僧侶学校」規定廃止を機に、「開化」的知識の解説という教化政策のあらたな方向性を見いだした。それに対して決定的な打撃を与えたのが、真宗僧島地黙雷である。島地は明治五年から六年にかけて、他の真宗僧たちと欧州視察を行う。視察から帰国するや、真宗の大教院からの分離を主張し、数々の建言書で教化政策を批判してゆく。その詳細な過程については、多くの先行研究が明らかにしており、そちらへ譲る。[①] むしろ問題は、教化政策批判のなかで、島地が学校教育と宗教の関係をどう捉えていたか、である。[②]

島地は五年一月二七日に横浜を出発し、三月一三日マルセイユ着、同一九日にパリに至る。六年七月に帰国するまで、ヨーロッパ各国の宗教や風俗を視察し、その過程で教部省への批判的姿勢を養ってゆく。その意味で、注目されるのが五年七月である。七月五日、パリ滞在中の島地は、日本からの書簡を受け取る。それには、「日本教部省の僧侶出仕[③]」について報じられていた。島地は衝撃を受け、その日のうちに「建言　三教合同ニツキ[④]」を書きあげた。

この建言の冒頭には、教部省において「儒仏神ノ三道ヲ合シテ教ヲ立テ、以テ一ノ宗旨ヲ造」る動きが現実に行われていることを知った、と述べられており、これが「日本教部省の僧侶出仕」の内容であったようである。そしてその動きに対し、島地は激しく批判する。政治は人為であって、国や風土によって異なるが、宗教はちがう。釈迦やイエスといった

「神人」のみが創出する、「常人ヲ以テ為ヘカラサル」ものであり、「万国ニ通シ宇宙ニ及」ぶ普遍性をもつ、と。もともと島地は四年九月、教部省の開設を請願した人物である。その時点では、宗教管轄の省庁設置に仏教勢力復興・保護を期待していた。請願書では、キリスト教防圧や「風化ヲ倡導シ、民心ヲ維持」のために仏教は不可欠であり、「政教ノ相離ルヘカラサル、固リ輪翼ノ如シ」と言い切っていた。[5] 渡航直前の五年一月一二日に著した「開導利用説」でも、「教ノ政治ニ補ナキ無用ノ謗アル亦宜カラズ」とのべ、僧侶が政治に有用であること、その手段として知識を世に広め、知識を応用した社会活動を行うことを訴えている。[6] この時期の島地は、政治と宗教は補完し合う関係にあるべき、といった程度の楽観的な見方をしていた。しかし、自ら期待した教部省が、仏教の領域を侵犯する政策をすすめているとの報に接して、その楽観的な考えに疑念を抱いてゆく。

もうひとつ、島地はこの七月に重要な経験をする。中旬から八月上旬にかけてのロンドン滞在である。ロンドン滞在一一日目にあたる二五日の日記には、「予述作せんとする者有れば出せず」と、著作のため終日宿にこもったと記している。二七日も同様である。[7] この著作のひとつの契機となったのは、木戸との再会であったと考えられる。両者ははもともと親交があり、この海外教状視察も木戸の勧めに端を発していた。[8] 島地は一九日、その木戸を訪問する。[9] その際、島地は五日着の書簡の内容を伝え、「建言　三教合同ニツキ」を木戸に呈した。このすぐ後に宿にこもって書かれたと思われるのが、「欧州政教見聞」[10]である。

このなかで島地は、「各国教ヲ用ユルトキハ強クシテ而シテ富」む、「之ヲ用キテ制ヲ得ル者ハ治」められる、と述べている。これは、決して政治が宗教を恣意的に利用することではない。あくまで宗教は「固リ民ノ帰嚮ニ任ス」ものであって、政府は信仰の自由を与えて民衆を治めるべきとされる。島地が批判するのは、「生死現未ノ権、悉ク以テ教ニ属」すものとする「教王擅権ノ弊」、すなわちカトリック教会権力の政治介入であった。これに加えて、同行の留学僧赤松連城がものし、島地が加筆したとされる報告書「英国宗教雑感」[11]でも、イギリス政府が「宗旨自由の令を下し、唯民心の欲す

る処に任」せている、と好意的に紹介されている。この信仰の自由への視線は、木戸においてもあらわれている。[12] 木戸は翌八月、留守政府に宛てた意見書[13]で、「人心之信仰終に不可防」として、「寛恕之御沙汰」すなわち政府における宗教的寛容について触れている。これらの「述作」から、島地と木戸が、政府の宗教的寛容にもとづく「信教の自由」の重要性を共通認識として持っていたと理解できよう。

以上より、木戸と島地が意見をかわすなかで、「信教の自由」論と、ひとつの宗教を政治的に押しつけることへの批判的見方を、一九日の再会を機に共有していったことがみてとれよう。この五年七月は島地にとって、こうした意識を持つようになる重要な転機であった。

2 渡欧時の初等教育認識

そしてこの五年七月は、島地の渡欧による学校教育観の形成という点でも、重要な意味を持つ。

島地は渡航前の「開導利用説」において、「知識ヲ蔽障シ、利用ヲ閉塞ス」る僧侶の現状を嘆き、教義の研究や時代の変化に応じた教化にいそしむ必要を説いている。その両者が結合した例として、「妙恵ノ茶ヲ植ヘ、行基ノ橋ヲ架シ、空海ノ和字ヲ製シ、道昭ノ行路ヲ開クガ如キ歴々見ルベシ」と列挙し、仏教が社会福祉面で貢献する道を提示していたが、とくに学校に関する記述は見あたらない。[14]

ところが、渡欧中に教部省の政策の方向を知り、前節でみたように政教分離意識を強めると、島地は学校教育と宗教教化という二領域の重なりに目を向けるようになる。その視線は、田中や木戸のように、学校教育から宗教を排除せよというものではなかった。むしろ、キリスト教宣教師が子どもの教育上きわめて大きな影響力をもっていることを、いわば「興味深く」観察したのである。[15] 先にあげた「欧州政教見聞」をみてみよう。ここで島地は、宗教は人間にとってみな等しく必要な「道」であるが、学問は個々の才能によって得られる成果が異なる「芸」である、とその領域の峻別を説く。

だが注目すべきは、つぎの箇所である。

> 少年子弟学ブ処ノ文字算計ノ如キ、惣ジテ百学ノ原ニシテ、是レ芸ニ似テ芸ニ非ズ、即道ト偶ヲナセリ。何者、人ノ人タル、只身ヲ修メ心ヲ正ウスルノミナランヤ。言語以テ事ヲ通ジ、思想以テ事ヲ計ス、是レ人タルノ通能也。而シテ文字ハ言語ノ表形也。算計ハ思想ノ標準ナリ。人々之ヲ知ラザルベカラズ。欧州、此二ツノ者ヲ以テ、之ヲ教家ニ属セシメ、彼ノ終年可行可勤ノ要領ニ合シテ之ヲ教ヘシム。制ヲ得タリト謂ツベシ。[16]

文字と計算は、言葉と思想に必要であり、学問ではなく「道」と同類のものである。これを宗教者に担当させるのはよいやり方である。島地はこう論じたあと、つづけて述べる。「凡ソ人ノ子弟タル、幼ニシテ校ニ入ル。之ニ授クルニ文字算計ヲ以テス」るのだから、初等学校の教育は「道」、すなわち宗教の領分に含まれる。キリスト教はそれを実践しており、ヨーロッパの子どもの教育に根付いている――こうした教化のありようを、島地は「本邦学者ノ空論高談、実用ヲ後ニスル」のにくらべ、「去皮相テ骨髄ヲ取ル者ト謂フベシ」と評価している。初等学校教育は宗教者が担うべきだという、興味深い考えを有していたのである。

その点で、島地はとりわけ空海が「いろは歌」を作った[17]ことを激賞している。いろは歌は「『涅槃経』無常偈ノ意ヲ惣摂シテ、巧ミニ訓蒙ノ本ヲ制セ」るものであるから、これを子どもに教えるには、仏教の教義もいっしょに学ばせることになる。そうすれば「百学ノ原ヲ開ク」と同時に、「終身可行可勤ノ事、亦自ラ摂シテ遺スコトナ」いであろう。[18]島地は渡欧前から考えていた仏教の社会的役割のうち、空海のいろは歌制作に代表される初等教育を重視するようになっていた。五年一一月、日本に送った書簡でも、教義を研究する学僧たちに「平かなニテ子供ニ教ラル、教法ノ書ヤ日用当行ノ事、五大洲ノ形勢ヲ皆書テ出ス様ニ」させること、とくに「伊呂波ノ説ガ一番急ギ候。此内ニ天下ノ事ハ皆納ル様ニ書」かせることを提言している。[19]

こうした考えを島地が持つに至ったのは、いうまでもなくヨーロッパにおけるキリスト教の社会的影響力を目のあたり

にしたためである。これは一方で、日本でのキリスト教防御の意識強化にもつながってゆく。島地は「英国宗教雑感」のなかで、キリスト教宣教師のアジア布教の危険性を見抜いて、こう述べている。彼らはアジアにおいて、狡猾に民心に取り入るうえ、「人民保護」の名目による列強の軍事介入を招く存在である。よってキリスト教の侵入に対抗するには、政府に頼るだけでなく、「人倫日用の務を講じ」るなど、みずからの努力で「彼に対畳するの備をな」さねばならない、と。[20] その一環として、僧侶の初等教育担当を説いたといえよう。島地は五年七月、大谷光尊にあてた「建言　仏法ノ衰頽」[21]で、「本邦僧侶ノ無学盲昧ナル、我家学タモ知ラサル也、況ヤ普通ノ学ヲヤ」と喝破していた。これに応えたのが、第一章の最終段落であげた光尊の議論であった（もっともそれは、教部省により、仏教ではなく神道教化というかたちで実現されてしまうのだが）。

この段階の島地は、学校教育を「道」と「芸」に分け、前者に読み書き・計算という初等教育の基本的内容が含まれると考えた。そして、それを僧侶が担当すべきであるとの認識を強く持っていた。つまり、小学校教員に僧侶をもって充てること、これが島地の持論であった。そうした人的な学校教育参与によって、仏教教義が教育内容へ影響を与えてゆくと認識していた点では、田中・木戸のキリスト教への危惧と共通していた。しかし島地は、それを手段として用いるべきであると主張しており、その点では三島と通じていたといえよう。

3　教化政策批判運動と「分離」受容

島地は「仏法ノ衰頽」を建言した時点では、教部省を「多クハ神道ヲ興サントスル者」であって、「神道ハ耶蘇ノ前馳」と非難していたものの、「邦人無学ニシテ一日之ヲ存スト云ヘトモ、近日必ス廃省スヘシ」とも述べており、教部省は早晩廃止に至るものと見込んでいた。しかし、そうした見込みは翌六年には消える。六年一月一七日付大洲鉄然宛書簡[22]をみると、島地は「大教院ニ大神宮カ立ツト云」話に加え、教部省肝いりの『教義新聞』が仏教の悪口ばかり書いている事実

を知っていたことがわかる。ここから教化政策が廃仏を狙うものと確信した島地は、「教部一日モ速ニ摧ケンコトヲ欲ス」と主張する。そして現状に甘んじる僧侶に対して、「是デモ黙視スルガ僧ノ役目歟。腰ノ抜ケルニモ程ガアル」と激しく叱咤する。この頃から島地は、教化政策反対運動を数々の建言書を用いて推進してゆく。六年初頭の「三条教則批判建白書」[23]提出にはじまり、七月に帰国してからは「大教院分離建白書」[24]によって仏教各宗の分離を主張、同年末には真宗単独の離脱路線に切りかえ、翌七年五月には「建議　教部改正ニツキ」[25]を提出していよいよ教部省の廃止を求めた。

運動の成功には、政府内の支持を得ることと、そのうえで教化政策の中心人物を排除することが必要であった。前者については、当然木戸が大きな力になった。木戸は六年一一月二〇日伊藤博文宛書簡で、「一向未口外不致」こととして「教部を被廃、社と寺との寮を内務省中被差置候も可然歟」[26]との考えを表明する。その書簡をうけた伊藤も同二八日、教部省の内務省移管に賛成している。そして木戸に、「即今直ニハ六ケ敷」いが「段々黙雷抔より之訴も承り其儘差置」わけにもいかないので、「何卒宍翁〔宍戸璣―注谷川〕を少シ御説諭」していただき、「神仏各宗混淆を止メ候御手段ハ無之候共、其他えも近日更ニ呈上可申上候」と述べている。[27]島地は伊藤へも直接教化政策の廃止について訴えたのである。伊藤の返答を受けた木戸は、同じ長州出身の宍戸へはたらきかけ、「各人之信仰も自由に任せ候外無之」ことを納得させたが、同時に厄介な人物を認識する。一人は黒田清綱、もう一人は「黒田之次席に居候ものにて薩人」、三島であった。木戸は三島を、「黒田より一層神道家にて」「信仰自由など、申事は些合点に入兼」る危険人物とみていたのである。[28]

こうした長州ラインとの提携のなかで、島地はどのような批判を教化政策に浴びせたのか。それが端的にあらわれる七年五月の「建議　教部改正ニツキ」を分析してみたい。

島地は、政府の急務が「政治ヲ公明ニ」し「教育ヲ懇切ニスルニア」り、それをもってまず民心を導く必要があると主張する。しかし現状では、学校教育と並び民心を導く両輪たる宗教に、適切な制度がないため、教導の実があがっていない。そこで現在の教部省の教化政策を改めねばならない――島地の批判はここから始まる。

その批判の根幹をなす論点は三つに整理できる。まず第一点は、「信教の自由」である。島地は「凡宗教ノ民ニ任シテ帰向ヲ強ユヘカラサル、文明各国ノ通軌ニシテ、其心ニ感スル者ハ禁シ得ヘカラス〔中略〕何ノ教ヲ信スルモ之ヲ制セスシテ可ナルヘシ」と述べている。人々の信仰選択を政府が保証すべきことを、西洋諸国の通例を論拠として主張している。いうまでもなく、渡欧中に得た認識が強く反映されている。

第二は、教化政策の廃仏的性格である。教化政策は「一ノ神道宗ヲ興シテ以テ外教ヲ防キ、以テ国体ヲ維持セントスル」ものであるが、ならば「何ソ神道者流ノミヲ用ヒス、殊ニ仏者ヲ混用シ玉ヘルヤ」。それは、表向きは宗教保護のためと称し、実は仏教の「益漸滅ノ計ヲ逞セラル」るものだからである。島地はこう批判し、六年初頭以来の「教部省＝廃仏」という認識を繰り返し表明している。

そして第三点が、「治教」という観点である。島地は「民ヲ導テ文化ニ進マシメ時務ノ権義ヲ知ラシムル如キ、何ソ必スシモ神仏巫僧ニ局ルヘケンヤ。事ニ通シ理ニ明ニシテ、民ノ方嚮ヲ定メシムルニ足ラハ、何ノ人ヲ用テ教職トスルモ亦妨害スル所ナカルヘシ〔中略〕之ヲ名ケテ治教ト云」とする。そしてこの「治教」を、「文明」社会では不要だが「民智未タ進マス、朝旨未タ達セス、而官文明ヲ求ムル急ニシテ宗教師猶陋習ニ拘泥」している日本では必要な存在と位置づける。「治教」は宗教とは別ものであり、教導職を用いて「官自ラ民ニ施行」し、「専ラ朝旨ヲ達セシメ、時務ヲ知ラシメ学校撫育ト旨ヲ同フセシメ、正身勉業文質ノ人タルニ背カサル」ようにする活動と定義されるのである。この建議のポイントは、まさに教化政策をもっぱら「治教」の役割に限定せよ、という点にあった。そうすることで、宗教者（厳密にいえば僧侶）を教導職に任命する現行制度の必然性を痛烈に批判したのである。

この建議は「治教」論を本格的に議論に組み入れた点で、従来の建白書以上の「威力」を有していた。それは、前章で述べたように、十七兼題制定などを通して教化活動が現に「治教」化しつつあったからである。結局、教化政策の「開化」的知識解説への方向修正は、島地に攻撃の格好の糸口を与えてしまった。この建議を契機に、教化政策はいよいよ追

いつめられてゆくことになる。

さて、この「治教」論は、もうひとつ重要な側面をもっていた。この建議の具体的な改革プランは別紙「教部改正愚策」[29]において箇条書きで付されており、つぎのような二か条が挙げられている。

一　教職ノ説ク所、文部普通ノ学ニ基キ、宇内一般ノ実理ヲ主トシ、治財、産芸、修身斉家等ヲ教ヘ、文化ヲ開導シ、朝旨ヲ領得セシムルヲ旨トスル〈少年子弟ハ学ニ就テ之ヲ得ヘシ。今只壮老婦女ノ学ニ就カサル者ヲ教ル〉〔以下略〕

一　神仏二家ノ学校ノ如キハ、其徒ノ随意私創スル所ニシテ、即宗教専門ノ学校也。此レ文部大中小ノ学校ニ混セシムヘカラス

この二か条のように、教導職の教化内容を「文部普通ノ学」に基づいたものとしても、宗教者は、教導職と分離されるのであるから学校教育の内容には無関係になる。しかも、子どもは文部省管轄の小学校に通いそれを学ぶので、教導職の教化対象からも除外されることになる。また、宗教者は小学校とは切り離され、専門学校のみで教育を行うため、小学校教育の対象となる子どもとの接点はきわめて少なくなる。よって読み書き計算の教授という、島地が「道」に属するものとした職務は、小学校に任せることになる。ここに、渡欧中の島地が持っていた僧侶による初等教育担当への意識が、今やまったく消滅していることをみてとれよう。

島地にとって、学校教育に神道教化が入り込んでいることは、ヨーロッパの学校におけるキリスト教の根強い影響力を見聞していただけに、許しがたいことであったろう。よって、仏教が神道にとってかわるという主張もありえたはずである。しかし、島地の第一の目標は、まず教部省を倒すことであった。それは、廃仏毀釈で打撃をうけた仏教勢力を教化政策から独立させ、宗教本来の活動に従事させるには、不可欠な課題であった。そしてこの課題を果たすには、政府内に有力な支持者が必要となる。もちろん島地にとっては、木戸らの長州ラインがそれにあたる。だが、公立学校による国民教育体制樹立をめざす木戸らから教部省攻撃の協力をうるということは、僧侶が初等教育を担当するという持論の放棄を意味した。こうして島地は、はからずも僧侶の学校教育からの「分離」を受容していったのである。

やがて反教部省派は、三島更迭に動く。島地ら真宗側から依頼をうけた伊藤は、三島の酒田県令への転出周旋のため、宍戸や薩摩出身の黒田清隆をも動かして工作する。これに対して三島は、「教部と共ニ進退ヲ決する精神也」として[30]、あくまで教部大丞との兼任を希望する[31]。県令就任を要請した内務卿大久保利通はその希望を了解し、七年一二月三日県令兼任の辞令がおりた。だが酒田県は、庄内一揆（通称ワッパ騒動）で情勢不穏な県であった。三島は直後に東京を離れ、県政に忙殺されることになる。ここに至り、教部省は完全に「分離」を受容したともいえよう。その約半年後、大教院は解散し、神仏合同教化政策は挫折する。そして教部省も一〇年一月に廃止され、内務省社寺局に編入される。

① たとえば吉田久一『日本近代仏教史研究』吉川弘文館、一九五九、福嶋寛隆「明治前半期仏教徒のキリスト教批判について」（『仏教史学』第一二巻第四号、一九六六）、同「神道国教政策下の真宗」（『日本史研究』第一一五号、一九七〇）、阪本前掲論文、新田均『近代政教関係の基礎的研究』大明社、一九九七、など。

② 島地の教育思想については、大林が「島地黙雷の普通教育観」（『広島大学教育学部紀要』第一部第三一号、一九八三）において検討し、その「先覚性」を高く評価している。だが、本文中で論じるように、学校教育と宗教者のかかわりについての見解は時期を経て変容しているし、また教化政策打倒の文脈で形成されたものでもある。結果的に島地を先覚者として評価できるとしても、そうしたプロセスはつねに念頭に置かねばなるまい。

③ 『島地黙雷全集』第五巻、四〇頁。

④ 同前第一巻、一一～一四頁。

⑤ 同前第一巻、九～一〇頁。

⑥ 同前第二巻、一八一～一八六頁。

⑦ 同前第五巻、四三頁。三か月以上にわたるパリ滞在では、書簡を処理（返信）する場合をのぞき、終日外出せず著作に専念することは一度もなかった。

⑧ 『松菊木戸公伝』下巻、一五二九～一五三〇頁。

⑨ 『木戸孝允日記』第二巻、二一七頁。

⑩ 『島地黙雷全集』第一巻、一九八～二〇四頁。

⑪ 同前第二巻、二一～二四頁、および『赤松連城資料』上巻、二一四頁。

⑫ 木戸は五年七月一七日、留学地ブロイセンからロンドンへ来ていた青木周蔵と、宗教について議論している。そこで、青木の「信教の自由」論を聞いたという（『青木周蔵自伝』平凡社東洋文庫、一九七〇、三八～四三頁）。

⑬ 『木戸孝允文書』第四巻、三八四頁。ただし木戸は、「内政未整」という日本の現状で信教の自由を法的に保証するのは、「一患害も難計」と述べ、この時点では性急に法整備することに慎重な態度を示している。

⑭ 『島地黙雷全集』第二巻、一八五～一八六頁。

⑮ 七月二四日の日記によると、「ユニバルシティ（大学校）を観る、

蓋し大小学科別の一校なる者なり」と述べており、「欧州政教見聞」は実際にロンドンの大・小学校を見たうえで書かれたものとわかる。同前第五巻、四三頁。

⑯ 同前第一巻、二〇〇頁。

⑰ もっとも今日では、いろは歌は一〇世紀後半の作と考えられており、九世紀前半に亡くなっている空海の作ではありえない。

⑱ 『島地黙雷全集』第一巻、二〇三～二〇四頁。

⑲ 同前第五巻、一七七頁。島地とともに大教院分離運動に活躍する、真宗僧大洲鉄然宛のものと推定される。

⑳ 同⑪。

㉑ 『島地黙雷全集』第一巻、一二一頁。

㉒ 同前第五巻、一八五～一八七頁。

㉓ 同前第一巻、一五～二六頁。

㉔ 同前第一巻、三四～四〇頁。

㉕ 同前第一巻、五〇～五九頁。

㉖ 『木戸孝允文書』第五巻、一〇四頁。

㉗ 宮内庁書陵部所蔵『木戸家文書』八―二二。

㉘ 六年一一月二九日付伊藤宛木戸書簡、『木戸孝允文書』第五巻、一二二頁。

㉙ 『島地黙雷全集』第一巻、五六～五九頁。

㉚ 『三島通庸関係文書』七二―一。

㉛ 七年一二月二日付伊藤宛大久保利通書簡、『大久保利通文書』第六巻、二二三頁。

おわりに

以上、それぞれの局面で重要な役割を果たす人物に注目しつつ、教化政策の挫折過程を学校教育との関わりから論じてきた。

教化政策には三島の教部入省が大きな影響を与えた。そのもとで、「学制」への「神官僧侶学校」規定追加も行われた。しかしそれは、田中・木戸が西洋で得た「分離」理念のいわば「拡大運用」によって、「宗教」の学校教育への導入であると判断され、廃止の憂き目にあう。これをひとつの契機として、教部省は三島の急進的な神道教化路線から、教化内容に「開化」的知識を積極的に織り交ぜる方向への修正を模索する。しかし、その目指す方向性は島地の「治教」論によって、痛烈な批判を浴びることになった。それが決定打となり、教化政策は崩壊してゆく。その意味では、「神官僧侶学校」と「分離」理念が、結果的に崩壊の要因になったといえる。一方で島地も、木戸らと教部省打倒路線で共闘するうちに、

滞欧時に考えていた僧侶の初等教育担当論を放棄し「分離」を受容したのである。

本稿で明らかにした一連の過程は、まず、近代日本社会における「分離」理念の形成・変容を論ずる上で、その出発点としての意味をもつ。明治初期に、教化政策の学校教育への進入を引き金として「分離」線が導き出されたことは、その後の学校教育の「非宗教」性形成を考える際にも、踏まえるべき重要な事実であるといえよう。もっとも、本稿はあくまで中央政府の政策レベルでの議論にとどまっている。よって、「分離」理念がこの時点から社会一般に広く定着していった、と速断することは慎まねばならない。事例を挙げよう。明治七年四月二三日、宮崎県参事福山健偉は「不開之当県従来人才ニ乏ク村落等ニ至テハ僅ニ壱両人ノ稍事理ニ通シ、少シク書算ヲ解スル者アリ」という状態なので、教導職の学校教員兼務を特別に許可してほしい、と文部卿木戸に伺った。それに対し卿代理田中不二麿は、「伺之通」と許可する。[1]「分離」の枠を持ち込んだ張本人たちが、教員不足と、その代替候補として神官・僧侶を挙げる地域の実態を前に、この枠を有名無実化してゆく。そして一二年一一月一一日には、文部省達第四号によって、教導職の学校教員兼務が解禁されるに至った。この事態からは、「分離」の枠がいまだ「なしくずし」にされる社会的状況にあったともいえる。

だが一方で、近代日本形成期において、神道・仏教教団の両勢力が学校教育へ参入する契機を喪失した点もまた、指摘できる。仏教教団は、大教院解散後は真宗のみならず各宗とも教団形成への近代化にとり組むが、学校教育に関しては自宗派の僧侶養成学校設置に専念してゆく。[2]一方神道は、一〇年代の「祭神論争」をへて、「神道非宗教」論にたどりつく二〇年代に、学校教育へ組み込まれてゆく。だがそれは直接教義を教えるのではなく、儀礼というかたちを通してであった。かくして、戦前期日本における、天皇制イデオロギーの超然的位置づけを含んだ「分離」という特質が確立してゆく。[3]

この特質の形成は、明治政府による民衆統合を考えるうえで、重要な論点を示している。とりわけ、「近代国民国家」において最も重要な民衆統合装置である学校教育をめぐり、最大の宗教勢力というべき仏教教団がまったくといってよいほど介在してこない点は、もっと強調されてよい。ヨーロッパ諸国の政府が、長きにわたりキリスト教の教会勢力と葛藤、

調整に腐心することになったのと比べると、政府権力による学校教育の掌握が際だってスムーズであった、といえるであろう。逆に言えば、近代社会形成期における仏教教団ないし僧侶が「果たした」社会的役割は、この観点からより深く考察されるべきではないだろうか。その具体的な考察については、別稿で改めてとり組みたい。

① 『宮崎県史』史料編近・現代二、八八七頁。

② 武田道生は、明治一〇年代に「宗門として一般子弟のための仏教主義教育を目指す普通学校設立の動きはまったくおこらなかった」と述べている。武田「明治前期の仏教教育の目指したもの」（国学院大学日本文化研究所編『宗教と教育　日本の宗教教育の歴史と現状』弘文堂、一九九七所収、一〇一頁）。

③ 井上順孝「近代日本の宗教と教育」（前掲『宗教と教育』所収、六一七頁）。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

What is the Significance of the Public Indoctrination Policy by *Kyobu-Sho?*

——In View of its Relation to School Education——

by

TANIGAWA Yutaka

This essay deals with the procedures of a large-scale indoctrination project introduced by the Ministry of Religion *Kyobu-Sho* in early Meiji era and focuses on how this policy drew every Shinto and Buddhist priest toward public indoctrination, specifically in relation to school education, which is an essential connection that has been neglected in previous studies. It can be stated that Fujimaro Tanaka's advocating 'the separation of education and religious' ideas played a central role in bringing about a drastic shift in this indoctrination policy lead by Michitsune Mishima. Thereafter, the plan to introduce an indoctrination system into school education failed, causing the policy line to go through some transitions. However this modified line again suffered severe criticism from Mokurai Shimaji, and consequently lead the indoctrination policy itself to collapse. The process also had an effect on Shimaji's side leading to his giving up his previous theory that Buddhist priests should be in charge of primary education. The analysis of Kyobu-sho and Shimaji enables us to mark the first step towards the widespread acceptance of the separation idea in modern Japanese society. A closer study would also clarify the forming and unifying process of Japan as a modern nation-state, a characteristic of which is that religion organizations rarely interfered with the school education.